

# 令和4年度 桑折町農作業標準賃金表

令和4年度農作業標準賃金額を下記のとおり定めましたので、この標準額にご協力願います。

## 桑折町農業委員会

作業区分		単位	賃金	摘要			
臨時雇	一般作業	1日当り	<b>6,640</b> 円				
	果樹作業	せん定	1時間当り		<b>1,250</b> 円		
		摘花果	1日当り		<b>6,640</b> 円		
		袋かけ	1日当り		<b>6,640</b> 円		
	あんぽ柿の加工作業全般		1時間当り		<b>830</b> 円		
請負	畑作業	畑耕起	10a当り	<b>6,800</b> 円	未整理地区及び形状条件等による割増は、3割増以内とする。		
	水田作業	水田耕起(ロータリー)		10a当り		<b>6,800</b> 円	
		代かき		10a当り		<b>6,800</b> 円	
		田植機による田植		10a当り		<b>7,500</b> 円	角植含む 薬剤散布、側条施肥は別途協議
		コンバイン		10a当り		<b>30,000</b> 円	刈り取りから乾燥・調整まで。結束分は別途協議
		もみすり		60kg当り		<b>1,000</b> 円	
		乾燥・調整		60kg当り		<b>2,000</b> 円	
	果樹の薬剤散布		100ℓ当り	<b>1,000</b> 円		薬剤は委託者持	

- 臨時雇1日当り、8時間を基準とする。
- 請負作業賃金には、消費税は含まれておりません。
- 令和4年度中に最低賃金に変更され、ここに定められた作業賃金が、最低賃金を下回る場合には最低賃金以上の額に読み替えるものとする。
- 令和4年4月1日より令和5年3月31日まで適用となりますので、目安としてご利用ください。